



関西広域連合委員会 文化庁説明資料

2022年12月1日

文化庁 京都移転の経緯

平成28年3月

文化庁の京都移転が決定

「政府関係機関移転基本方針」（まち・ひと・しごと創生本部決定）

- 外交関係や国会対応の業務，政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で，地方創生や文化財の活用など，文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め，文化庁の機能強化を図りつつ，全面的に移転する。

平成29年 4月

文化庁地域文化創生本部を京都に設置【先行移転】

平成29年 7月

文化庁の京都移転の規模・移転先を決定

「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」（文化庁移転協議会決定）

- 文化庁・本庁を京都に置く。その職員数（定員及び定員外職員の数）は、全体の7割を前提に、京都府、京都市をはじめとする地元の協力も得ながら、250人程度以上と見込むものとする。
- 現京都府警察本部本館を文化庁の移転先とする。

平成30年10月

京都移転を想定して、文化庁の組織を再編（部制の廃止など）

令和元年・2年

京都移転シミュレーションを実施

令和4年12月

京都府における文化庁の新庁舎整備工事の竣工（予定）



令和4（2022）年度中の京都における業務開始を目指す

令和5年3月27日に新しい文化庁での業務を開始。令和5年5月15日に職員の大半が移転することを目指す。
京都移転予定部署（政策課、文化資源活用課、文化財第一課、文化財第二課、宗務課）

岸田総理の京都府訪問（令和4年5月21日）

文化庁移転工事現場を視察し、続いて文化芸術関係者との意見交換会を行った。



文化庁移転工事現場を視察する岸田総理



意見交換会で話をする岸田総理

出典：首相官邸HP

https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202205/21kyoto.html

京都府訪問等についての総理会見（要約）

- ◆ 文化芸術の新たな政策パッケージ「Worldwide Art Blossom Initiative（WABI）」を踏まえて、新たな文化芸術推進基本計画を策定する。その検討に当たっては、文化芸術による地域の活性化や、国内外への発信などもしっかりと踏まえて進めていかなければならない。その際、文化審議会を京都で開催し、企画立案を進めていくことを文化庁長官にもお願いした。
- ◆ 万博を文化の観点からも盛り上げることができるように、文化庁を中心に、官民一体となって、そして関係省庁一体となって、日本の美と心を発信する「日本博2.0」を速やかに進めていきたい。
- ◆ 文化庁長官を始め、京都の新しい文化庁での業務開始は来年3月27日とする。大型連休明けの5月15日に、職員の大半が移転することを目指す。
- ◆ 移転が本格化する令和5年度の予算要求に向けて、準備を着実に進めていく。
- ◆ 古くから伝統文化を大事にしながら新たな文化を国内外に発信し続けている、こうした歴史を重ねてきた京都に文化庁が移転するということは、単に、東京の一極集中の是正にとどまらずに、文化芸術のグローバルな展開、文化芸術のDX（デジタルトランスフォーメーション）化、観光や地域創生に向けた文化財の保存活用といった、新たな文化行政を一層進める上で大きな契機になると期待している。

和×美

「咲き誇れ! 日本文化」戦略 *WABI* - Worldwide Art Blossom Initiative -



新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策について -「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定に向けて-【諮問の概要】

文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条

政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

「文化芸術推進基本計画-文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる-（第1期）」（平成30年3月6日閣議決定）《平成30年度～令和4年度》

我が国文化芸術が、「本質的価値」と併せて「社会的・経済的価値」を有するという視点に立ったうえで、4つの目標（「文化芸術の創造・発展・継承と教育」、「創造的で活力ある社会」、「心豊かで多様性のある社会」、「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」）とそれを実現するための戦略を提示。

第1期計画期間中の文化芸術分野を取り巻く状況

【文化庁の機能強化】

- ・平成30年10月、文化芸術基本法に基づく新たな文化芸術行政の展開を図るべく、文部科学省設置法を改正。
- ・令和2年4月、文化庁に、文化観光及び食文化の振興を推進する組織の設置。

【コロナ禍の文化芸術】

- ・コロナ禍の影響により、文化芸術団体等は公演等のイベントの中止・延期・規模縮小等を余儀なくされた。地域の絆の礎である、地域伝統行事等にも大きな打撃。
 - ・入国制限・国内移動制限、イベント自粛等の要請により、文化と観光の好循環の創出が困難に。
 - ・文化芸術を生業とするフリーランスの地位の不安定さ等が明らかに。統括団体の機能の重要性が再認識された。
- ⇒第1期計画期間中の後半は、疲弊する文化芸術団体の活動を支え、わが国の文化芸術の灯を消さず、いかに次世代に継承するかという視点を重視した政策を展開

【社会の変化に対応した政策展開】

- ・文化芸術のグローバル展開を効果的に進める必要性。
- ・デジタル化の進展等による表現活動や鑑賞形態の多様化。ビジネスモデルの変容の加速。
- ・芸術教育の充実や文化芸術鑑賞・体験機会の確保を図る必要性。
- ・国際会議等で、文化は特に持続可能な開発の原動力であることが明記。
- ・グローバル化やデジタル化、国民の文化芸術活動の成熟化等を踏まえた、現場の実情に合った効果的な支援の実施、戦略的な文化芸術政策展開の必要性。

諮問事項

第1期計画期間における文化芸術政策の推進状況、コロナ禍での文化芸術政策をめぐる課題等を踏まえ、「文化芸術推進基本計画（第2期）」《令和5年度～9年度》の策定に向け、特に、以下の事項を中心に審議。

① ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策

- ・長期的な文化芸術の振興のあるべき姿と、特に今後5年間に於いて取り組むべき方策。
- ・「文化芸術の担い手」となる団体・関係者や文化芸術活動への支援強化、芸術教育の充実、食文化をはじめとする生活文化の振興、国立文化施設や博物館の機能強化、文化財を効果的に活用しつつ次代に守り伝えていくための方策、デジタル時代に対応した著作権制度・政策の方向性、国語・日本語教育の振興方策等。

② 文化と経済の好循環を創造するための方策

- ・文化芸術分野で成長と分配の好循環を実現していくための、日本博2.0の推進等の具体的な方策等。
- ・我が国の有形・無形文化財、伝統芸能、ポップカルチャー、ライブ・エンタテインメント、現代アート等の多様な文化芸術のグローバルな展開方策等。
- ・多様なアート市場を活性化するための、アート市場の国際拠点化等の具体的な方策等。

③ 文化芸術行政の効果的な推進の在り方

- ・文化芸術行政の推進サイクル。
- ・デジタル時代にどのように文化芸術を花開かせるか、それを行政がいかに支援するか。
- ・文化芸術による地域活性化に向け、地域の文化資源を保護・活用し、文化芸術の担い手の育成や振興拠点を強化していくための方策等。

令和4年6月27日（月）
第22期文化審議会第2回総会（第88回） 配布資料



文化の力で成長を！パワフルな「日本博2.0」でシフトアップ

2025年大阪・関西万博へ、「日本の美と心」を発信

1. 最高峰の文化の祭典

伝統芸能、舞台芸術、音楽、メディア芸術、アートなどから厳選、国内外へ発信

2. 地域の魅力を総動員

文化×農泊×食×交通×宿×自然×スポーツ×交流×学びetc を磨き上げ「広がり」と「奥行き」を持った真に満足出来る観光、地域のファン作り

3. 最先端のバーチャル体験

アフターコロナを見据えてリアルとバーチャルを融合、メタバース、NFT等の先端技術を活用した、ボーダーレスで新しい鑑賞・体験

4. 若い力で未来を拓く

未来を生きる若者が参加、障害者芸術・多文化共生の推進
若者目線で、未来に持っていきたいものを創造し、鑑賞し、考える

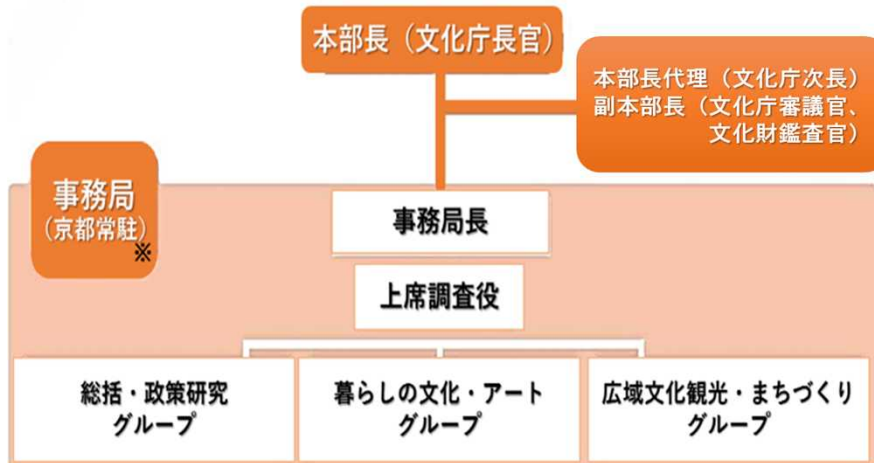
5. ソフトパワーで日本の心を発信

海外アーティスト、文化施設等と連携して協調・交流の促進
インバウンドを含め、海外の人へ日本の美・心を伝える

2025年大阪・関西万博を機に
全国展開

文化庁地域文化創生本部について

組織



※文化庁の京都への本格移転までの間、参事官（文化創造担当）が地域文化創生本部事務局を担っている。

【設置趣旨】

本格移転の準備とともに、新たな政策ニーズに対応した事務・事業を地元の知見・ノウハウ等を生かしながら先行的に実施する。

【設置時期】

平成29年4月

【庁舎の場所】

京都市東山区東大路通松原上る3丁目 毘沙門町43-3（京都市上下水道局旧東山営業所）

【事務局員数】

45名（令和4年9月現在）

構成：

文部科学省・文化庁 13（文化財調査官含む）、
外務省 2、農林水産省 1、国土交通省 1、
地方公共団体 19（京都府、京都市、**関西広域連合（滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、大阪府、堺市、神戸市）**）、
企業・経済団体 6（株淡交社、株JTB、凸版印刷株、JR西日本株、吉本興業株、京都商工会議所）
大学事務職員 1（京都大学）、大学等研究者 2

主な業務

- 総括・政策研究グループ
 - ・ 新たな政策課題への対応のための調査研究（文化GDPの算定、大学との共同研究等）
 - ・ 障害者の文化芸術活動の振興
 - ・ 地域との連携の推進
- 暮らしの文化・アートグループ
 - ・ 生活文化（茶道・華道・書道等）の保護と振興、子供たちの伝統文化や生活文化等の体験活動の推進
 - ・ 地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業の支援
 - ・ 文化芸術創造都市に取り組む自治体等による全国的ネットワーク（CCNJ）の充実強化
- 広域文化観光・まちづくりグループ
 - ・ 地域固有の文化遺産を活用した特色ある総合的な取組（山車等の修理、後継者育成等）の支援
 - ・ 「文化財保存活用地域計画」の策定等に向けた取組の支援（自治体への指導・助言、研修会の実施等）

- ◆ 総理会見や新たに策定する第二期文化芸術基本計画を踏まえ、「文化芸術による地域活性化」や「国内外への発信」を着実に進める。
- ◆ 来年の文化庁京都移転を契機に、また、2025年大阪・関西万博を見据え、ここ関西の地を積極的に活かした取組を推進する。
- ◆ そのために、**関西広域連合を始めとする関係団体との更なる連携・協力を是非よろしくお願いしたい。**

(参考1)文化庁・関西広域連合・関西経済連合会共同宣言(平成28年7月21日)

※文化庁長官、関西広域連合連合長、京都府知事、京都市長、関西経済連合会会長による署名

「文化の力で関西・日本を元気に」

(概要)観光と文化、産業と文化、暮らしと文化、まちづくりと文化を関西全体で取り組むとともに、各地域の取組とも連携することにより広く全国に展開することで、文化の力で未来を切り開き、「文化芸術立国」を実現させる。

(参考2)文化庁への職員派遣について

- ・「文化庁官民共同参画行政員」として、民間から派遣された職員とともに、全国的な地域文化振興策の企画・立案・執行に従事。
- ・派遣職員は、充実した研修制度の下、派遣職員間において広域的なネットワークを形成。
- ・今後は、2025年大阪・関西万博を見据えた文化芸術の全国展開と国際発信を体感することができる。